

入札者心得書

(総則)

第1条 自動販売機の設置に係る行政財産の貸付け一般競争入札参加者は、入札公告、本心得書及び契約書案並びに貸付物件の現況等を熟覧の上、入札してください。

(入札参加の申込み)

第2条 入札参加希望者は、事前に事後審査方式制限付一般競争入札参加申込書（貸付け契約用）及び誓約書を提出してください。なお、代理人により入札するときは、必ず委任状を提出してください。ただし、同一物件において1人で2人以上の代理又は申込人と他の代理人を兼ねることはできません。

(入札の基本的事項)

第3条 入札参加者は、弥富市（以下「市」という。）から指示された仕様書その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札してください。

- 1 仕様書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が仕様書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、当該誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の減額を請求することはできません。
- 2 第1項の入札は、総価により行わなければなりません。ただし、あらかじめ入札公告において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによります。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはなりません。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

(入札)

第5条 入札書には入札者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）を記入の上、押印するものとし、金額の記入は算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。

第6条 入札は入札書を封筒に入れ、封緘し、入札者の住所及び氏名を封筒に表記し、市の担当者の指示に従い、会場に設置された入札台に差し出さなければなりません。

- 2 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回することはできません。

[記入例]

表

貸付物件名	自動販売機設置場所
物件番号	○
施設名称	

裏

○ ○ 市△△町一丁目1番地
株式会社 □□商事
代表取締役 ○○○○○印

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとします。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができます。

- 2 開札前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができます。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 事後審査方式制限付一般競争入札参加申込書（貸付け契約用）（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
- (2) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）の確認し難い入札、押印のない入札、鉛筆書きの入札、その他主要な事項が確認できない入札
- (8) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (9) 郵送による入札
- (10) 最低貸付料未満の入札
- (11) 虚偽の事実を記載した者のした入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(開札)

第10条 開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、当該入札事務に關係のない市職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

(落札候補者)

第11条 開札の結果、最低貸付料以上で最高の価格をもって入札をした者を落札候補者とします。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札候補者となるべき順位を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって当該入札事務に關係のない市職員にくじを引かせます。

(入札結果の通知)

第12条 開札をした場合において、落札候補者の決定をしたときは、その者の氏名（法人にあっては、名称）及び金額を、落札候補者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせます。この場合において、落札候補者となった者が開札に立ち会わなかつたときは、その者に落札候補者となった旨を通知します。

(契約書の作成)

第13条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）以内に、市から交付された契約書に記名、押印し、これを市に提出しなければなりません。ただし、市において必要があるときは、提出期限を変更することがあります。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがあります。
- 3 契約を締結するまでの間に、落札者が「弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年12月27日付け弥富市長等・愛知県蟹江警察署長締結）に掲げる排除措置の対象となる法人等のいづれかに該当することが明らかになつた場合は、契約を締結しないことがあります。この場合において、市は一切の損害賠償の責めを負いません。

(入札結果の公表)

第14条 入札結果については、その内容（貸付物件名、落札者（個人の方は氏名は公表しません。）、落札額及び入札参加者数）を公表することができます。

(その他)

第15条 本心得書に定めのない事項は、全て地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、弥富市公有財産規則（平成6年弥富町規則第8号）、弥富市契約規則（平成元年弥富町規則第8号）及びその他関係法令等の定めるところによって処理します。